

○環境省令第二十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項及び第四項、第四十一条第一項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十七日

環境大臣 中川 雅治

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ

れた放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(水道施設等における廃棄物の調査の報告)</p> <p>第四条 法第十六条第一項本文の報告は、同項の規定による調査の対象とした廃棄物が生じた月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(指定廃棄物保管基準)</p> <p>第十五条 法第十七条第二項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める指定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 指定廃棄物の保管の場所を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号による届出書を環境大臣に届け出ること。ただし、同一の土地の区域内において保管の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>イ〇八 (略)</p> <p>(指定の申請)</p>	<p>(水道施設等における廃棄物の調査の報告)</p> <p>第四条 法第十六条第一項本文の報告は、同項の規定による調査の対象とした廃棄物が生じた月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(指定廃棄物保管基準)</p> <p>第十五条 法第十七条第二項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める指定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 指定廃棄物の保管の場所を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号による届出書を環境大臣に届け出ること。ただし、同一の土地の区域内において保管の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>イ〇八 (略)</p> <p>(指定の申請)</p>

第十七条 法第十八条第一項の申請は、様式第三号による申請書を提出して行うものとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十一条 法第十八条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第四号による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(除去土壌保管基準)

第五十八条 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の保管の基準のうち一時的な保管(以下この項において「一時保管」という。)に係るものは、次のとおりとする。

一 第十五条(第一号、第六号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。)の規定の例によること。

二 一時保管は、周囲に囲い(一時保管する除去土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられている場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において一時保管する

第十七条 法第十八条第一項の申請は、様式第三号による申請書を提出して行うものとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十一条 法第十八条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第四号による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(除去土壌保管基準)

第五十八条 法第四十一条第一項の環境省令で定める保管の基準は、次のとおりとする。

一 除去土壌の一時的な保管(以下この条において単に「保管」という。)に当たつては、第十五条(第一号、第六号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。)の規定の例によること。

二 保管は、周囲に囲い(保管する除去土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられている場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この

場合は、この限りでない。

三 一時保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壌の一時保管の場所である旨

(2) (略)

(3) 屋外において除去土壌を容器を用いずに一時保管する場合にあつては、第一号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

四 除去土壌の一時保管に伴い生ずる汚水による一時保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 一時保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 一時保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五 一時保管の場所の境界（一時保管の場所に隣接する区域に人

限りでない。

三 保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壌の保管の場所である旨

(2) (略)

(3) 屋外において除去土壌を容器を用いずに保管する場合にあつては、第一号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

四 除去土壌の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五 保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の

がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、除去土壤の一時保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、除去土壤の一時保管が終了するまでの間、保存すること。

イ 一時保管した除去土壤の量

ロ 一時保管した除去土壤ごとの一時保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び一時保管後の持ち出しの場所の名称及び所在地

ハ (略)

ニ 当該一時保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

2|| 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の保管の基準のうち、前項の規定の適用を受ける保管以外の保管（以下この項において単に「保管」という。）に係るものは、次のとおりとする

環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、除去土壤の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、除去土壤の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ 保管した除去土壤の量

ロ 保管した除去土壤ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持ち出しの場所の名称及び所在地

ハ (略)

ニ 当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

(新規)

る。

一 第二十六条第一項第一号（二及びホを除く。）、第四号及び第九号並びに同条第二項第七号（ロを除く。）の規定の例によること。

二 次に掲げる事項の記録及び除去土壌を保管した位置を示す図面を作成し、当該保管の用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

イ 保管した除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び保管した除去土壌の量

ロ 保管した除去土壌ごとの埋立てを行った年月日

ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 当該保管の用に供される施設の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

（除去土壌処分基準）

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において

（新規）

同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一 第二十五条第一項第一号、第二号及び第七号の規定の例によること。

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該処分用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

イ 処分した除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び処分した除去土壌の量

ロ 処分した除去土壌ごとの処分を行った年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 当該処分用に供される施設の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置(第一号の規定によりその例によることとされる第二十五条第一項第七号の規定による測定を含む。)

(特定廃棄物の処理を業として行うことができる者)

第六十二条 法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

(特定廃棄物の処理を業として行うことができる者)

第六十二条 法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下この号において「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの（次号に掲げる者を除く。）

イ〜ニ（略）

二 国から特定廃棄物（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものに限る。）において保管されることとなるもの）に限り、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百二十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものを除く。以下この号において同じ。）の収集又は運搬（以下この号において「特定廃棄物収集等」という。）の委託を受けた者（以下この号において「特定廃棄物収集等受託者」という。）の委託を受けて特定廃棄物収集等に係る業務を業として行う者（当該受託業務が数次の

一 国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下この号において「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの

イ〜ニ（略）

（新規）

委託契約によって行われるときは、国と特定廃棄物収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受けた者に限る。）を含む。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 特定廃棄物収集等に係る業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ いかなる方法をもつてするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。

ニ 国と特定廃棄物収集等受託者との間の委託契約に係る契約書に、特定廃棄物収集等受託者の受託業務に係る委託を受ける者として記載されていること。

ホ 特定廃棄物収集等受託者が作成する特定廃棄物収集等に関する運行計画に基づき、特定廃棄物収集等に係る業務を実施すること。

ヘ 特定廃棄物収集等受託者が特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握することができるよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、特定廃棄物収集等に係る業務を実施すること。

三
五
(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

二
四
(略)